

長浜市告示第150号

長浜市障害者衛生材料緊急支援事業実施要綱（令和7年長浜市告示第157号）の一部を次のように改正する。

令和8年3月31日

長浜市長 浅見 宣義

第3条第1項を次のように改める。

市長は、1枚当たり4,500円の長浜市障害者衛生材料緊急支援支給券（様式第1号。以下「支給券」という。）を対象者に対して交付するものとし、実施要綱第5条第1項の規定による給付決定の日が令和7年10月1日から令和8年7月31日までの場合は3枚を、同年8月1日から同年11月30日までの場合は2枚を、同年12月1日以後である場合は1枚を交付する。ただし、支給券の交付は、対象者1人につき1年度に1回限りとする。

附則第2項中「令和8年3月31日」を「令和9年3月31日」に改める。

様式第2号を次のように改める。

## 附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。ただし、附則第2項の改正規定は、令和8年3月31日から施行する。